

令和8年度 物品入札参加者（追加）登録申請要領

御坊市役所財政課

1. 受付期間 **令和8年8月17日(月)～令和8年8月28日(金)**〔土・日・祝日を除く〕
 (午前8時30分から午後5時15分まで)
 ※郵送でのご提出にご協力ください。ただし、受付期間内必着のこと。
 ※提出書類に不備がある場合は受理できません。**受付期間内に不備箇所の修正が行われない場合は失格とします。**
2. 提出先 御坊市役所総務部財政課（4階）
 〒 644-8686 和歌山県御坊市菌350番地2
 TEL 0738-23-5533（財政課直通）
3. 資格要件 (1) 御坊市物品入札参加者登録要綱第2条の規定に係る登録営業種目を取り扱っていること。
 (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
 (3) 申請日を基準として同種の営業を引き続き1年以上営んでいること。
 (4) 市税、消費税及び御坊市が行う貸付金を滞納若しくは遅延していないこと。
 (5) 営業許可等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていること。
 (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条の規定に該当していないこと。
 (7) その他市長が入札参加資格の停止等を必要と認める者でないこと。

4. 提出書類

法人の場合	個人の場合
①物品入札参加者登録申請書〔市指定用紙〕	①物品入札参加者登録申請書〔市指定用紙〕
②登記事項証明書 (申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。)	②身分証明書 (※本籍地の市区町村役場で発行) (申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。)
③印鑑証明書 (申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。)	③印鑑証明書 (申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。)
④完納証明書(未納税額がないことを証明するもの) ※市区町村役場で発行の完納証明書(市内業者の場合は、市内支店等の代表者個人の完納証明書も添付必要) ※完納証明書が発行されない市区町村役場の場合は、当該年度及び前年度の納税証明 [市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税] *税の徴収猶予を受けている、課税ゼロ等の場合は、その旨の証明が必要です。 (申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。) ※受任者(支店、営業所等)がある場合は、その受任者先を所管する市区町村役場の完納証明書も提出してください。	④完納証明書(未納税額がないことを証明するもの) ※市区町村役場で発行の完納証明書 ※完納証明書が発行されない市区町村役場の場合は、当該年度及び前年度の納税証明 [市県民税、国民健康保険税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税] *税の徴収猶予を受けている、課税ゼロ等の場合は、その旨の証明が必要です。 (申請日から3ヶ月以内に発行したものに限る。)

<p>⑤消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明するもの、様式「その3の3」）</p> <p>※税務署で発行</p> <p>*課税業者、免税業者にかかわらず提出が必要です。</p>	<p>⑤消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明するもの、様式「その3の2」）</p> <p>※税務署で発行</p> <p>*課税業者、免税業者にかかわらず提出が必要です。</p>
<p>⑥営業許可書等（許認可、届出等に係る書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車車検（国土交通省承認証の写し） ○石油製品（揮発油販売業者登録通知書の写し） ○プロパンガス（液化石油ガス販売事業登録書の写し） ○清掃（建築物清掃業等の登録証明書の写し） ○飲料水貯水槽清掃（建築物飲料水貯水槽清掃業の登録証明書の写し） ○浄化槽保守点検（和歌山県浄化槽保守点検業者登録証の写し） ○警備（公安委員会認定証の写し、機械警備可能である場合、機械警備業務開始届出書等、証明書の写し） 	<p>⑥営業許可書等（許認可、届出等に係る書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車車検（国土交通省承認証の写し） ○石油製品（揮発油販売業者登録通知書の写し） ○プロパンガス（液化石油ガス販売事業登録書の写し） ○清掃（建築物清掃業等の登録証明書の写し） ○飲料水貯水槽清掃（建築物飲料水貯水槽清掃業の登録証明書の写し） ○浄化槽保守点検（和歌山県浄化槽保守点検業者登録証の写し） ○警備（公安委員会認定証の写し、機械警備可能である場合、機械警備業務開始届出書等、証明書の写し）
<p>⑦登録申請書受領証送付用封筒（110円切手を貼り、A5用紙1枚が入るもの）</p>	<p>⑦登録申請書受領証送付用封筒（110円切手を貼り、A5用紙1枚が入るもの）</p>
<p>⑧その他市長が必要と認める書類（指示した場合のみ）</p>	<p>⑧その他市長が必要と認める書類（指示した場合のみ）</p>

- (注) 1. 上記提出書類のうち、②、③、④、⑤、⑥については写しでも可としますが、記載内容や印影などが不鮮明なものは不可とします。
2. ④・⑤については登録申請書様式中の【別表 A 完納証明書提出表】および【各種完納証明書フローチャート】を確認の上提出願います。なお、受任者分の⑤消費税納税証明書については、本社のもので可とします。
3. 官公需適格組合については、④、⑤は全ての利用対象業者分を提出してください。
4. 提出に際しては、ファイリング等は不要です。

5. 有効期間 **令和8年10月1日～令和9年3月31日**

6. 登録営業種目 別紙登録営業種目のとおり。

なお、別紙登録営業種目以外のものは、受付していません。

7. その他 B-3 文具類、D-3 自動車車検、E-1 石油製品、E-2 プロパンガス、G-1 指定ごみ収集袋取扱業務、H-1 防災関連製品については、市内業者に限ります。

また、G-1については、御坊市内に本社・営業所・店舗を有し、製造メーカーと直接取引ができる業者であること。

この申請に基づく審査の結果、資格を有すると認められた場合は、御坊市物品入札参加者等登録名簿に登録します。（※登録名簿は情報公開の対象となります。）

なお、登録を受け付けても、全員が必ず入札（見積り）に参加できるということはありません。

登 録 営 業 種 目

営業区分	区分コード	区分No.	営 業 種 目	備 考
印 刷	A	1	一般印刷物作成	冊子、チラシ、伝票、その他
事務用品	B	1	スチール・木製品	机、椅子、ロッカー、その他
		2	事務機器	パソコン、プリンター、コピー機、その他
		3	文具類【市内業者のみ】	コピー用紙、ファイル、ボールペン、その他
電気製品	C	1	家電製品	テレビ、ビデオ、冷蔵庫、掃除機、その他
		2	空調機器	エアコン、その他
車 両	D	1	自動車販売	軽自動車、普通車等
		2	二輪車販売	単車、自転車
		3	●自動車車検【市内業者のみ】	自動車車検
		4	車両リース	自動車、二輪車リース
燃 料 類	E	1	●石油製品【市内業者のみ】	ガソリン、灯油、軽油、A重油
		2	●プロパンガス【市内業者のみ】	プロパンガス
役 務	F	1	●清掃	床ワックス清掃、ガラス清掃、その他
		2	●飲料水貯水槽清掃	貯水槽清掃
		3	●浄化槽保守点検	浄化槽保守点検
		4	●警備	庁舎警備、駐車場警備、その他
ごみ袋	G	1	指定ごみ収集袋取扱業務【市内業者のみ】	指定ごみ収集袋
防 災	H	1	防災関連製品【市内業者のみ】	備蓄用食料、非常用トイレ、防水シート、その他

※●の付いた営業種目については、登録申請時に、許認可及び届出等に係る書類を提出すること。

※G-1については、御坊市内に本社・営業所・店舗を有し、製造メーカーと直接取引ができる業者であること。